

浜松市監査委員告示第4号

令和8年3月25日に收受した浜松市職員措置請求書による住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、却下することにしたので次のとおり公表する。

令和8年4月6日

浜松市監査委員	石坂守啓
浜松市監査委員	佐藤雅秀
浜松市監査委員	太田康隆
浜松市監査委員	須藤京子

第1 本件請求について

本件請求については、監査委員の合議により、却下するものと決定した。

第2 本件請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

(省略)

2 請求書の收受日

令和8年3月25日

3 請求の要旨

(1) 請求の対象

浜松市の道路管理に係る事務のうち、当該排水施設(本件請求にある排水施設をいう。以下同じ。)の設置、配水経路の設定及び維持管理に関する一連の行為

(2) 請求人の主張

- ・浜松市が管理する市道及び橋梁に係る排水施設について、その構造及び管理が適切に行われていない可能性があり、結果として請求人所有地に影響を及ぼしている状況が認められる。
- ・道路法第16条により、道路管理者は道路を適切に維持管理する義務を負う。しかしながら本件では、橋梁区間における排水構造が不明確であり、排水が適切に処理されているかについて疑義がある。
- ・地方自治法第242条に基づき、公有財産は適正に管理される必要がある。本件排水施設については、設置経緯が不明確、管理主体が明確でない、排水経路の合理性に疑義があり、適正な管理が行われているか確認が必要である。

- ・本件排水構造により、雨水の流入、排水管出口部における堆積及び閉塞が確認されており、結果として請求人所有地に影響が生じている。
- ・当該排水管が橋梁上の雨水排水を担っている場合、当該排水は道路施設として管理されるべきものであり、その排水経路の適正性について確認が必要である。
- ・当該排水管が道路施設であるか否かが不明であり、管理責任の所在が明確でない。
- ・当該構造は、私有地を排水経路として利用している可能性があり、適切な排水処理がなされているか疑義がある。
- ・排水口の封鎖は構造的解決ではなく、適正な管理が行われているとは言い難い。
- ・当該構造により、結果として、土地利用・不動産としての流通に影響が生じている。

(3) 監査委員に求める措置

監査委員において、当該排水施設の構造、設置経過及び管理状況を調査のうえ

- ア 排水施設の構造及び管理主体を明らかにすること
- イ 排水経路が適切であることを確認すること
- ウ 必要に応じて構造の是正その他適切な措置を講ずること
- エ 用地の整理を含めた適切な対応を検討すること

第3 監査委員の判断

本請求は、浜松市の道路管理に係る事務のうち、当該排水施設の設置、排水経路の設定及び維持管理に関する一連の行為を監査請求の対象としているが、住民監査請求の目的は、普通地方公共団体の住民が、納税者の立場から、当該普通地方公共団体がその執行機関や職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は回復する手段を設け、これによって損害を被ることを防止し、あるいは被った損害を回復する手段を設け、これによって当該普通地方公共団体が適正な財務会計処理を行うことを保障することである。そのため、自治法第242条第1項は、住民監査請求の対象を「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるとき」として、財務会計上の行為又は怠る事実に限っている。

そして、平成元年6月23日東京地裁判決は、「住民訴訟の対象とされる「違法な行為又は怠る事実」（地方自治法242条の2第1項）とは、公有財産の財産的価値に着目してその価値を維持保全する財務管理についての違法な行為又は怠る事実をいうものと解すべきであり、公有財産のうち行政財産をその公用又は公共目的に沿って管理する行政管理に係る行為又はその管理の懈怠は、住民訴訟の対象となり得ないものというべきである。」と判示し、平成16年12月9日大阪地裁判決は、法242条第1項に規定される違法に財産の管理を怠る事実とは、法令に基づいて負担する財務会計上の作為義務に違反することを意味するものであって、一般行政上の作為義務に違反することが財産の管理を怠る

事実には該当するものではないと判示している。

また、平成 15 年 4 月 22 日東京高裁判決は、「道路の管理といっても、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがあり、住民訴訟の対象となるのは、後者の財産的管理に限られ、前者の道路行政上の管理はその対象にはならないというべきである。」と判示しており、これらは、住民監査請求においても同様と解されるところである。

請求人は、当該排水施設の管理を怠る事実として、橋梁区間に側溝が設置されていないことや、道路側の排水溝がアスファルト等により封鎖されていること、私有地側の排水出口は土嚢等により封鎖されていること等を主張しているが、請求人の主張はいずれも、道路管理行政上の義務違反を主張するものであって、道路及び橋梁若しくはこれに係る排水施設の財産的価値に着目して、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の義務違反を主張しているものではない。

よって、請求人が主張する当該排水施設の管理を怠る事実は、住民監査請求の対象たる財務会計上の怠る事実に該当しないというべきである。

第 4 結論

以上のとおり、本件請求は、自治法第 242 条第 1 項の要件を満たさず、不適法であると認めるため、却下する。